

田辺市斎場使用料 還付制度

- 申請には審査があります。
要件審査の為、同意書（申請書裏面）が必要です。
- 所得制度特例還付は、同一世帯の中に1人でも課税者並びに生活保護受給者がいれば、対象外となります。
※課税者には区市町村より「納税通知書」が送付されます。申請前に必ずご確認ください。

- 田辺市外の方が申請する場合は、当該区市町村が発行する住民票（世帯全員の写し（謄本））・非課税証明書が必要です。
- 市町村民税非課税とは、下記のとおり、判断します。
※申請日により、判断する書類が異なります。
1月～6月→前々年中の所得の非課税証明書類
7月～12月→前年中の所得の非課税証明書類

以下の場合、**田辺市斎場使用料の還付**が受けられます。（ケースによって、両制度の対象となる場合があります。）

01 ... 住所地特例還付

対象者要件

- 田辺市斎場使用料の市外の取扱いを受けた方で死亡者が、市外の病院等、介護保険施設等、障害者支援施設等に入っており、田辺市の国民健康保険証、介護保険被保険者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちであった場合

02 ... 所得制度特例還付

対象者要件

- 田辺市斎場使用料の市内の取扱いを受けた方と住所地特例還付の対象となった方で、下記要件を全て満たす場合

利用の許可を受けた者（火葬許可申請者）の同一世帯全ての世帯員が、

- 要件① 市町村民税非課税であること
- 要件② 生活保護を受けていないこと

区分	還付額
12歳以上	40,000円
12歳未満	20,000円

※死胎・死胚等については、対象外です。

区分	還付額
12歳以上	10,000円
12歳未満	5,000円

※死胎・死胚等については、対象外です。

必要書類

- 田辺市斎場使用料還付申請書（兼同意書）
- 火葬許可証または火葬の事実を証する書類（火葬証明書）などの写し
- 領収書
- 印鑑 ※認印可。字句訂正にも必要です。
- 通帳等 ※還付金の受取に使用する金融機関の通帳をご持参ください。
(あらかじめ「相手方登録（変更）兼口座振替依頼申出書」を提出済みの場合は不要です。)
- 委任状 ※「申請者」と「振込口座名義人」が異なる場合に必要です。
- 申請同意書 ※「申請者」と別の方が申請する場合に必要です。



申請先 / 問合せ先

田辺市役所 環境課

受付時間 / 8時30分～17時15分 ※夜間・土・日・祝祭日、年末年始は除く

☎ 0739-26-9927